

平成 2 3 年度決算に基づく
千葉市健全化判断比率等審査意見書

千 葉 市 監 査 委 員

千葉市長 熊 谷 俊 人 様

千葉市監査委員	宮 下 公 夫
同	宮 原 清 貴
同	茂手木 直 忠
同	布 施 貴 良

平成 23 年度決算に基づく千葉市健全化判断比率等の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により審査に付された平成 23 年度決算に基づく千葉市健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、次のとおり意見を提出します。

目 次

平成23年度決算に基づく千葉市健全化判断比率等審査意見

第1	審査の対象	1
第2	審査の期間	2
第3	審査の方法	2
第4	審査の結果	2
1	健全化判断比率の結果	3
2	資金不足比率の結果	3
3	健全化判断比率の状況	4
(1)	実質赤字比率	4
(2)	連結実質赤字比率	6
(3)	実質公債費比率	8
(4)	将来負担比率	10
4	資金不足比率の状況	12
5	健全化判断比率の前年度比較	14
(1)	実質赤字比率	14
(2)	連結実質赤字比率	14
(3)	実質公債費比率	15
(4)	将来負担比率	16
6	資金不足比率の前年度比較	17
7	意見	18

表記に関する注意事項

- 1 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」については、「財政健全化法」と記載した。
- 2 実質公債費比率(単年度)は、算定の基礎となる事項を記載した書類上では小数点以下第5位まで表示されるが、小数点以下第3位を四捨五入して表記した。
- 3 文中の金額は、原則として万円単位で表示し、単位未満を切り捨てた。

平成 2 3 年度決算に基づく 千葉市健全化判断比率等審査意見

第 1 審査の対象

次の各会計等の平成 2 3 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類（以下「算定書類」という。）

健全化判断比率等の算定対象となる会計

財政健全化法上の区分		千葉市の会計 全 1 8 会計			
一般会計等（8 会計）	一 般 会 計		実質赤字比率		
	一般会計等に属する特別会計（7 会計）	母子寡婦福祉資金貸付事業			
		霊 園 事 業			
		都市計画土地区画整理事業			
		市 街 地 再 開 発 事 業			
		公 共 用 地 取 得 事 業			
		学 校 給 食 セ ン タ ー 事 業			
		公 債 管 理			
公営事業会計（10 会計）	一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計（4 会計）	国 民 健 康 保 険 事 業	連結実質赤字比率		
		介 護 保 険 事 業			
		後 期 高 齢 者 医 療 事 業			
		競 輪 事 業			
	公営企業会計（6 会計）	法適用事業（3 会計）		病 院 事 業	資金不足比率※
				下 水 道 事 業	
				水 道 事 業	
		法非適用事業（3 会計）		農 業 集 落 排 水 事 業	
				中 央 卸 売 市 場 事 業	
				動 物 公 園 事 業	
一部事務組合（千葉県市町村総合事務組合） 広 域 連 合（千葉県後期高齢者医療広域連合）		実質公債費比率			
外 郭 団 体（都市整備公社）			将来負担比率		

※ 資金不足比率は、公営企業会計ごとに算定される。

第2 審査の期間

平成24年7月9日から同年8月8日まで

第3 審査の方法

平成23年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びに算定書類について審査した。審査に当たっては、比率は法令にのっとり算定されているか、算定書類は適正に作成されているかなどを主眼に、証拠書類との照合を行うとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により実施した。

第4 審査の結果

健全化判断比率及び資金不足比率は法令にのっとり算定され、かつ、算定書類は適正に作成されているものと認められた。

なお、比率の状況及び意見は、次のとおりである。

1 健全化判断比率の結果

平成23年度決算に基づく健全化判断比率は、表1のとおり、早期健全化基準を下回っている。
実質赤字比率は、実質赤字額がないため、前年度と同様に発生していない。
連結実質赤字比率は、2.43%で、前年度と比較すると0.44ポイント低下している。
実質公債費比率は、20.5%で、前年度と比較すると0.9ポイント低下している。
将来負担比率は、268.5%で、前年度と比較すると16.8ポイント低下している。

表1 平成23年度決算に基づく健全化判断比率

(単位：％、ポイント)

区 分	平成23年度	平成22年度	前年度増減	早期健全化基準	財政再生基準
実 質 赤 字 比 率	-	-	-	11.25	20.00
連結実質赤字比率	2.43	2.87	△ 0.44	16.25	30.00
実 質 公 債 費 比 率	20.5	21.4	△ 0.9	25.0	35.0
将 来 負 担 比 率	268.5	285.3	△ 16.8	400.0	

(注) 実質赤字比率欄は、一般会計等の実質赤字額がないため、「-」を記載している。

2 資金不足比率の結果

平成23年度決算に基づく各公営企業会計における資金不足比率は、表2のとおり、資金の不足額がないため、前年度と同様に発生していない。

表2 平成23年度決算に基づく各公営企業会計における資金不足比率

(単位：％)

区 分	平成23年度	平成22年度	経営健全化基準
病 院 事 業	-	-	20.0
下 水 道 事 業	-	-	
水 道 事 業	-	-	
農業集落排水事業	-	-	
中央卸売市場事業	-	-	
動 物 公 園 事 業	-	-	

(注) 各公営企業会計欄は、資金の不足額がないため、「-」を記載している。

3 健全化判断比率の状況

平成23年度決算に基づく健全化判断比率の審査における各比率の主な着眼点、状況及び構成は、次のとおりである。

(1) 実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字額が、標準財政規模に占める割合を表す指標

ア 主な着眼点

- (ア) 歳入・歳出総額は、実質収支に関する調書と一致しているか。
- (イ) 一般会計等に属する会計は、財政健全化法にのっとり、正しく区分されているか。
- (ウ) 翌年度に繰り越すべき財源は、地方財政状況調査表（決算統計）作成要領等にのっとり、適正に算定されているか。

イ 比率の状況

一般会計等の実質収支額は、11億4,025万円であり、黒字となったことから、実質赤字比率は発生していない。

実質赤字比率

[-]

=

一般会計等の実質赤字額

[△1,140,255千円]

標準財政規模

[204,299,150千円]

(注) 実質赤字比率は、一般会計等の実質赤字額がないため、「-」を記載している。

ウ 比率の構成

一般会計等の実質赤字額は、表3のとおり、歳入総額5,117億4,593万円から、歳出総額5,082億1,091万円を差し引いた形式収支額35億3,502万円から、翌年度に繰り越すべき財源23億9,476万円を差し引いたもので、△11億4,025万円である。

標準財政規模は、表4のとおり、主な経常一般財源である市税、県からの交付金、地方譲与税、地方特例交付金、交通安全対策特別交付金、普通交付税及び臨時財政対策債発行可能額を加えたもので、2,042億9,915万円である。

表 3 一般会計等の実質赤字額

(単位：千円)

区 分	歳入総額 A	歳出総額 B	形式収支額 C = A - B	翌年度に繰り 越すべき財源 D = (a+b+c+d)-e						実質収支額 E = C - D	一般会計等の 実質赤字額
					継 続 費 通次繰越額 a	繰越明許費 繰 越 額 b	事故繰越 繰 越 額 c	事 業 繰 越 額 d	a～dに係 る未収入 特定財源 e		
一 般 会 計	368,083,851	364,971,217	3,112,634	1,972,379	366,993	9,805,361	4,179	0	8,204,154	1,140,255	△ 1,140,255
母子寡婦福祉 資金貸付事業	324,929	245,018	79,911	79,911	0	0	0	79,911	0	0	
霊 園 事 業	639,011	639,011	0	0	0	0	0	0	0	0	
都市計画土地 区画整理事業	701,859	644,666	57,193	57,193	0	67,193	0	0	10,000	0	
市 街 地 再 開 発 事 業	1,247,308	962,026	285,282	285,282	0	404,823	0	0	119,541	0	
公 共 用 地 取 得 事 業	1,439,273	1,439,273	0	0	0	0	0	0	0	0	
学 校 給 食 センター事業	2,342,613	2,342,613	0	0	0	0	0	0	0	0	
公 債 管 理	136,967,087	136,967,087	0	0	0	0	0	0	0	0	
合 計	511,745,931	508,210,911	3,535,020	2,394,765	366,993	10,277,377	4,179	79,911	8,333,695	1,140,255	

表 4 標準財政規模の内訳

(単位：千円)

区 分	平成23年度
市税（市民税・固定資産税・軽自動車税・市たばこ税・鉱産税・事業所税） ①	151,889,901
県からの交付金（利子割・配当割・株式等譲渡所得割・地方消費税・ゴルフ場利用税・自動車取得税・軽油引取税） ②	15,169,071
地方譲与税（特別とん譲与税・地方揮発油譲与税・石油ガス譲与税・自動車重量譲与税） ③	2,799,714
地方特例交付金 ④	1,613,258
交通安全対策特別交付金 ⑤	328,247
普通交付税 ⑥	8,809,823
臨時財政対策債発行可能額 ⑦	23,689,136
標準財政規模 （①+②+③+④+⑤+⑥+⑦）	204,299,150

(注) 1 標準財政規模

地方公共団体における一般財源の標準的な規模を示すものであり、地方交付税の算定に用いた計数により算出する。

(注) 2 臨時財政対策債発行可能額

地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法第5条の特例として発行される地方債の発行可能額である。

(2) 連結実質赤字比率

全18会計を対象とした連結実質赤字額が、標準財政規模に占める割合を表す指標

ア 主な着眼点

- (ア) 全18会計は、財政健全化法にのっとり、正しく区分されているか。
- (イ) 一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計（国民健康保険事業、介護保険事業、後期高齢者医療事業及び競輪事業の4会計）の歳入・歳出総額は、実質収支に関する調書と一致しているか。

イ 比率の状況

連結実質赤字比率は、連結実質赤字額 49億7,458万円を、標準財政規模 2,042億9,915万円で除したもので、2.43%である。

連結実質赤字比率 [2.43%]

=

連結実質赤字額 [4,974,581千円]

標準財政規模 [204,299,150千円]

ウ 比率の構成

連結実質赤字額は、表5のとおり、一般会計等の実質収支額 11億4,025万円、一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計の実質収支額 △114億6,912万円及び公営企業会計6会計の資金剰余額 53億5,428万円により算定したもので 49億7,458万円である。

一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計の実質収支額は、表6のとおり、歳入総額 1,521億6,605万円から歳出総額 1,636億3,517万円を差し引いた形式収支額と同額の △114億6,912万円である。

表 5 連結実質赤字額

(単位：千円)

区		分	実質収支額又は資金剰余額		
一般会計等（８会計）			①	1, 140, 255	
一般会計等以外の特別会計のうち 公営企業に係る特別会計以外の 特別会計（４会計）	国 民 健 康 保 険 事 業		②	△ 11, 798, 258	
	介 護 保 険 事 業		③	114, 619	
	後 期 高 齢 者 医 療 事 業		④	118, 087	
	競 輪 事 業		⑤	96, 432	
小計		△11, 469, 120			
公営企業会計（６会計）	法（ ３会 計） 適 用 事 業	病 院 事 業		⑥	2, 770, 272
		下 水 道 事 業		⑦	1, 326, 853
		水 道 事 業		⑧	1, 257, 159
	法（ ３会 計） 非 適 用 事 業	農 業 集 落 排 水 事 業		⑨	0
		中 央 卸 売 市 場 事 業		⑩	0
		動 物 公 園 事 業		⑪	0
小計		5, 354, 284			
合 計（ ① ～ ⑪ ）					△ 4, 974, 581
連 結 実 質 赤 字 額					4, 974, 581

(注) ①～⑤については実質収支額、⑥～⑪については資金剰余額を記載している。

表 6 一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計の実質収支額

(単位：千円)

区 分	歳入総額 A	歳出総額 B	形式収支額 C = A - B	翌年度に繰り 越すべき財源 D	実質収支額 C - D
国 民 健 康 保 険 事 業	87, 347, 604	99, 145, 862	△ 11, 798, 258	0	△ 11, 798, 258
介 護 保 険 事 業	44, 431, 557	44, 316, 938	114, 619	0	114, 619
後 期 高 齢 者 医 療 事 業	7, 042, 455	6, 924, 368	118, 087	0	118, 087
競 輪 事 業	13, 344, 438	13, 248, 006	96, 432	0	96, 432
合 計	152, 166, 054	163, 635, 174	△ 11, 469, 120	0	△ 11, 469, 120

(3) 実質公債費比率

一般会計等が負担する地方債の元利償還金及び準元利償還金が、標準財政規模に占める割合を表す指標

ア 主な着眼点

- (ア) 地方債の元利償還金・準元利償還金は、適正に計上されているか。
- (イ) 地方債の元利償還金に充当した都市計画税等の特定財源は、適正に計上されているか。
- (ウ) 地方債の元利償還金等に係る基準財政需要額の算入額は、適正に計上されているか。

イ 比率の状況

実質公債費比率は、表 7 のとおり、平成 2 1 年度から平成 2 3 年度までの単年度の実質公債費比率 3 か年分を平均したもので、2 0 . 5 %である。

表 7 実質公債費比率

(単位：%)

区 分	実質公債費比率	
	単 年 度	3 か年平均
平成 21 年度	22. 22	20. 5
平成 22 年度	21. 10	
平成 23 年度	18. 24 ※	

※ 平成23年度実質公債費比率（単年度）

平成23年度 実質公債費比率 （単年度） 〔18.24%〕	① 地 方 債 の 元 利 償 還 金 31,786,590千円		+	② 準元利償還金 42,251,596千円	-	③ 特 定 財 源 12,608,033千円	+	④ 元利償還金・準元利償還金に 係る基準財政需要額算入額 29,549,358千円	(A) 31,880,795千円
	⑤ 標準財政規模 204,299,150千円		-	④ 元利償還金・準元利償還金に 係る基準財政需要額算入額 29,549,358千円					(B) 174,749,792千円

ウ 比率の構成

実質公債費比率の算定内訳は、表 8 のとおりである。

地方債の元利償還金は、317億8,659万円である。

準元利償還金のうち企業債の償還に係る公営企業会計繰出金は、109億2,004万円である。その主なものは、下水道事業で 84億3,277万円、病院事業で 13億7,034万円となっている。

また、公債費に準ずる債務負担行為は、29億1,117万円である。その主なものは、少年自然の家や新港学校給食センターなどの P F I 事業によるもの 9億4,656万円、都市再生機構が行う小中学校建設事業等に係る五省協定によるもの 2億1,937万円、都市整備公社による公共施設整備等その他 17億4,523万円である。

表 8 実質公債費比率の算定内訳

(単位：千円)

区 分				金 額
分 子	地方債の元利償還金 ①			31,786,590
	準 元 利 償 還 金 ②	満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金相当額		28,417,092
		企業債の償還に係る 公営企業会計繰出金	病 院 事 業	1,370,344
			下 水 道 事 業	8,432,777
			水 道 事 業	555,548
			農 業 集 落 排 水 事 業	311,177
			中 央 卸 売 市 場 事 業	190,284
			動 物 公 園 事 業	59,918
			計 10,920,048	
		公 債 費 に 準 ず る 債 務 負 担 行 為	PFI 事 業 に よ る も の	946,565
			五 省 協 定 に よ る も の	219,375
			計 2,911,175	
	一 時 借 入 金 利 子		3,281	
	計 42,251,596			
特 定 財 源 ③			12,608,033	
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 ④			29,549,358	
(A) = (① + ②) - (③ + ④)			31,880,795	
分	標 準 財 政 規 模 ⑤			204,299,150
母	(B) = ⑤ - ④			174,749,792

(注) 1 地方債の元利償還金

一般会計等における地方債の元金と利子の償還に係る経費であり、繰上償還額及び満期一括償還地方債の元金に係る経費を除いたものである。

(注) 2 準元利償還金

地方債の元利償還金に準ずるとみなされる経費である。満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金相当額（市債管理基金積立相当額及び積立不足考慮額）、公営企業債返済に充てたとみなされる公営企業会計繰出金、公債費に準ずる債務負担行為及び一時借入金利子である。

(注) 3 特定財源

都市計画事業の財源として発行した地方債の元金や利子の償還に充てた都市計画税及び公営住宅使用料等である。

(注) 4 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

地方債の元利償還金やそれに準ずる準元利償還金に係る経費として、地方交付税の算定に用いられた額である。

(注) 5 公債費に準ずる債務負担行為（五省協定によるもの）

「宅地開発又は住宅建設に関連する利便施設の建設及び公共施設の整備に関する了解事項」（昭和42年6月1日建設事務次官・大蔵事務次官・文部事務次官・厚生事務次官・自治事務次官）などの通知に基づき、（独）都市再生機構（旧都市基盤整備公団など含む。）が整備した公共施設又は公用施設の建設に係る債務負担行為に基づく当年度負担額である。

(4) 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債が、標準財政規模に占める割合を表す指標

ア 主な着眼点

- (ア) 地方債の現在高は、満期一括償還分の地方債の市債管理基金積立額を含む実現在高として適正に計上されているか。
- (イ) 公営企業会計繰出見込額は、過去3か年の繰入実績等を基に適正に計上されているか。
- (ウ) 将来負担額に充当可能な特定財源の見込額は、適正に計上されているか。

イ 比率の状況

将来負担比率は、将来負担額 1兆1,151億5,637万円から充当可能財源等 6,458億8,429万円を差し引いた額を、標準財政規模 2,042億9,915万円から元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 295億4,935万円を差し引いた額で除したもので、268.5%である。

将来負担比率	将来負担額	充当可能財源等	
	1,115,156,373千円	645,884,292千円	469,272,081千円
[268.5%]	標準財政規模	元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	
	204,299,150千円	29,549,358千円	174,749,792千円

ウ 比率の構成

将来負担額の内訳は、表9のとおりである。

将来負担額は、一般会計等の地方債の現在高 8,313億8,692万円、公債費に準ずる債務負担行為に基づく支出予定額 507億3,579万円、企業債の償還に係る公営企業会計繰出見込額 1,710億6,986万円、退職手当負担見込額 532億2,254万円、設立法人の負債額等負担見込額 37億6,666万円及び連結実質赤字額 49億7,458万円を加えたもので、1兆1,151億5,637万円である。

充当可能財源等の内訳は、表10のとおりである。

充当可能財源等は、充当可能基金額 575億4,310万円（市債管理基金 537億4,660万円、財政調整基金 21億6,099万円、その他基金 16億3,551万円）、充当可能な特定財源見込額1,800億2,271万円（都市計画税 1,708億4,714万円、公営住宅使用料 73億5,650万円、その他特定財源 18億1,907万円）及び基準財政需要額算入見込額 4,083億1,846万円を加えたもので、6,458億8,429万円である。

表 9 将来負担額の内訳

(単位：千円)

区	分	金 額
地方債の現在高	①	831, 386, 925
公債費に準ずる債務負担行為に基づく支出予定額	②	50, 735, 792
企業債の償還に係る公営企業会計繰出見込額	③	171, 069, 864
退職手当負担見込額	④	53, 222, 547
設立法人の負債額等負担見込額	⑤	3, 766, 664
連結実質赤字額	⑥	4, 974, 581
将来負担額 (①+②+③+④+⑤+⑥)		1, 115, 156, 373

表10 充当可能財源等の内訳

(単位：千円)

区	分	金 額
充 当 可 能 基 金 額 計 57, 543, 107 ①	市 債 管 理 基 金	53, 746, 600
	財 政 調 整 基 金	2, 160, 993
	そ の 他 基 金	1, 635, 514
充 当 可 能 な 特 定 財 源 見 込 額 計 180, 022, 719 ②	都 市 計 画 税	170, 847, 146
	公 営 住 宅 使 用 料	7, 356, 500
	そ の 他 特 定 財 源	1, 819, 073
基 準 財 政 需 要 額 算 入 見 込 額 ③		408, 318, 466
充 当 可 能 財 源 等 (①+②+③)		645, 884, 292

(注) 1 退職手当負担見込額

職員の全員が当年度末において自己都合により退職するものと仮定した場合に支給すべき退職手当額のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額である。

(注) 2 基準財政需要額算入見込額

地方債の現在高及び公債費に準ずる債務負担行為に基づく支出予定額等に対して、その償還に要する経費として普通交付税の算定の際に基準財政需要額に算入されることが将来見込まれる額である。

4 資金不足比率の状況

平成23年度決算に基づく資金不足比率の審査における主な着眼点、公営企業会計ごとの比率の状況及び構成は、次のとおりである。

[資金不足比率]

公営企業会計6会計ごとの資金の不足額が、各会計の事業規模に占める割合を表す指標

(1) 主な着眼点

- ア 法適用企業会計の流動負債、控除未払金等、流動資産、控除財源及び営業収益が、貸借対照表等と一致しているか。
- イ 法非適用企業会計の歳入総額及び歳出総額が、実質収支に関する調書と一致しているか。

(2) 比率の状況

法適用企業会計3会計においては、いずれも資金剰余の状況であり、資金の不足額がないため、資金不足比率は発生していない。また、法非適用企業会計3会計についても、いずれも収支均衡の状況であり、資金の不足額がないため、資金不足比率は発生していない。

資金不足比率

[-]

=

資金の不足額

事業の規模 (営業収益)

資金の不足額

・法適用企業 [(流動負債－控除未払金等)－(流動資産－控除財源)]

・法非適用企業 [歳出総額－(歳入総額－翌年度に繰り越すべき財源)]

(注) 各会計の資金不足比率は、資金の不足額がないため、「-」を記載している。

(3) 比率の構成

公営企業会計における資金不足比率は、表11のとおりである。

法適用企業会計3会計における資金の不足額は、各会計ごとに、流動負債から控除未払金等を控除した額から、流動資産から控除財源を控除した額を差し引いたものであり、病院事業で27億7,027万円、下水道事業で13億2,685万円、水道事業で12億5,715万円の資金剰余の状況である。

法非適用企業会計3会計における資金の不足額は、歳出総額から、歳入総額から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額を差し引いたものであり、いずれの会計においても、歳入総額と歳出総額とが同額であることから、収支均衡の状況である。

表11 公営企業会計における資金不足比率

(1) 法適用企業会計					(単位：千円)		
区 分	流動負債	控除未払金等	流動資産	控除財源	資金の不足額	事業の規模	資金不足比率
	a	b	c	d	$A = (a - b) - (c - d)$	(営業収益) B	A / B
病 院 事 業	1,331,905	0	4,102,177	0	△ 2,770,272	12,735,623	—
下 水 道 事 業	5,115,619	114,400	6,328,072	0	△ 1,326,853	21,817,380	—
水 道 事 業	2,876,574	0	4,146,003	12,270	△ 1,257,159	1,044,964	—

(2) 法非適用企業会計					(単位：千円)	
区 分				資金の不足額 A' = a' - (b' - c')	事業の規模 (営業収益) B'	資金不足比率 A' / B'
	歳出総額 a'	歳入総額 b'	翌年度に繰り越 すべき財源 c'			
農業集落排水事業	463,808	463,808	0	0	59,029	—
中央卸売市場事業	1,006,513	1,006,513	0	0	481,186	—
動物公園事業	1,042,647	1,042,647	0	0	341,461	—

(注) 1 法適用企業会計

地方公営企業法第2条の規定により同法の規定の全部又は一部を適用する企業に係る特別会計である。

(注) 2 法非適用企業会計

地方財政法第6条に規定する政令で定める公営企業のうち法適用企業以外の特別会計である。

(注) 3 控除未払金等

決算において貸借対照表に計上されている一時借入金又は未払金で、建設改良費に係るものであって、その支払いに充てるために翌年度に地方債を起こすこととしている額である。

(注) 4 控除財源

決算年度において執行すべき事業に係る歳出予算の額のうち、翌年度に繰り越した事業の財源に充当することができる特定の収入で、決算年度に収入された部分に相当する額である。

5 健全化判断比率の前年度比較

平成23年度決算に基づく健全化判断比率の算定に用いられた数値の前年度との比較は、次のとおりである。

(1) 実質赤字比率

実質赤字比率は、前年度と同様に発生していない。

これは一般会計において実質収支額が、11億4,025万円の黒字となったことによるものである。

実質赤字比率の分子である一般会計等の実質赤字額は、表12のとおり、△11億4,025万円となっており、一般会計等を対象とした黒字額は、前年度に比べ8億2,778万円増加している。

表12 一般会計等の実質赤字額の前年度比較

(単位：千円)

区 分	平成23年度	平成22年度	増減額
一般会計の実質収支額 ①	1,140,255	312,472	827,783
一般会計等に属する7特別会計の実質収支額 ②	0	0	0
合 計 (①+②)	1,140,255	312,472	827,783
一般会計等の実質赤字額	△1,140,255	△312,472	△827,783

(2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、2.43%となり、前年度と比較すると0.44ポイント低下している。

その主な要因は、表13のとおり、一般会計等における実質収支の黒字額が、前年度と比較すると8億2,778万円増加したことによるものである。

連結実質赤字比率の分子である連結実質赤字額は、49億7,458万円となっており、全会計を対象とした収支状況は、前年度と比較すると7億8,330万円改善している。

表13 連結実質赤字額の前年度比較

(単位：千円)

区 分	実質収支額又は資金剰余額		
	平成23年度	平成22年度	増減額
一般会計等 ①	1,140,255	312,472	827,783
国民健康保険事業 ②	△11,798,258	△11,951,536	153,278
介護保険事業 ③	114,619	78,383	36,236
後期高齢者医療事業 ④	118,087	31,359	86,728
競輪事業 ⑤	96,432	8,459	87,973
病院事業 ⑥	2,770,272	2,808,229	△37,957
下水道事業 ⑦	1,326,853	1,628,851	△301,998
水道事業 ⑧	1,257,159	1,325,902	△68,743
農業集落排水事業 ⑨	0	0	0
中央卸売市場事業 ⑩	0	0	0
動物公園事業 ⑪	0	0	0
合 計 (①～⑪)	△4,974,581	△5,757,881	783,300
連結実質赤字額	4,974,581	5,757,881	△783,300

(注) ①～⑤については実質収支額、⑥～⑪については資金剰余額を記載している。

(3) 実質公債費比率

実質公債費比率（3か年平均）は、20.5%となり、前年度と比較すると0.9ポイント低下している。

単年度の比率は、表14のとおり、18.24%となり、前年度と比較すると2.86ポイント低下している。

その主な要因は、表15のとおり、分子が、地方債の元利償還金(定時償還分)の減少により、43億6,302万円減少したこと、また、分母が、標準財政規模の増加により、29億5,720万円増加したことによるものである。

表14 実質公債費比率(単年度)

(単位：％、ポイント)

区 分	実質公債費比率	前年度増減
平成19年度	20.26	0.98
平成20年度	20.89	0.63
平成21年度	22.22	1.33
平成22年度	21.10	△ 1.12
平成23年度	18.24	△ 2.86

表15 実質公債費比率(単年度)の前年度比較

(単位：千円)

区 分		平成23年度	平成22年度	増減額
分子	地方債の元利償還金(定時償還分) ①	31,786,590	34,349,118	△ 2,562,528
	準元利償還金 ②	42,251,596	43,090,707	△ 839,111
	特定財源 ③	12,608,033	12,979,268	△ 371,235
	①②に係る基準財政需要額算入額 ④	29,549,358	28,216,741	1,332,617
	(A) = (① + ②) - (③ + ④)	31,880,795	36,243,816	△ 4,363,021
分母	標準財政規模 ⑤	204,299,150	200,009,327	4,289,823
	(B) = ⑤ - ④	174,749,792	171,792,586	2,957,206
実質公債費比率(単年度) (A)／(B)		18.24%	21.10%	

(4) 将来負担比率

将来負担比率は、268.5%となり、前年度と比較すると16.8ポイント低下している。
その主な要因は、表16のとおり、分子が、将来負担額の減少や充当可能財源等の増加により、209億7,660万円減少したこと、また、分母が、標準財政規模の増加により、29億5,720万円増加したことによるものである。

将来負担額の前年度比較は、表17のとおりである。将来負担額は、地方債の現在高が、満期一括償還分の増などにより増加したものの、公債費に準ずる債務負担行為に基づく支出予定額及び企業債の償還に係る公営企業会計繰出見込額が減少したことなどにより、58億2,016万円減少している。

充当可能財源等の前年度比較は、表18のとおりである。充当可能財源等は、市債管理基金積立金の増により、充当可能基金額が増加したこと、また、基準財政需要額算入見込額が増加したことなどにより、151億5,643万円増加している。

表16 将来負担比率の前年度比較

(単位：千円)

区 分		平成23年度	平成22年度	増減額
分子	将来負担額 ①	1,115,156,373	1,120,976,541	△ 5,820,168
	充当可能財源等 ②	645,884,292	630,727,855	15,156,437
	(A) = (① - ②)	469,272,081	490,248,686	△ 20,976,605
分母	標準財政規模 ③	204,299,150	200,009,327	4,289,823
	①に係る基準財政需要額算入額 ④	29,549,358	28,216,741	1,332,617
	(B) = (③ - ④)	174,749,792	171,792,586	2,957,206
将来負担比率 (A)／(B)		268.5%	285.3%	

表17 将来負担額の前年度比較

(単位：千円)

区 分	平成23年度	平成22年度	増減額
地方債の現在高	831,386,925	819,911,351	11,475,574
公債費に準ずる債務負担行為に基づく支出予定額	50,735,792	57,920,239	△ 7,184,447
企業債の償還に係る公営企業会計繰出見込額	171,069,864	176,646,587	△ 5,576,723
退職手当負担見込額	53,222,547	56,282,942	△ 3,060,395
設立法人の負債額等負担見込額	3,766,664	4,457,541	△ 690,877
連結実質赤字額	4,974,581	5,757,881	△ 783,300
将来負担額	1,115,156,373	1,120,976,541	△ 5,820,168

表18 充当可能財源等の前年度比較

(単位：千円)

区 分		平成23年度	平成22年度	増減額
充当可能基金額	市債管理基金	53,746,600	36,386,927	17,359,673
	財政調整基金	2,160,993	1,092,433	1,068,560
	その他基金	1,635,514	2,204,372	△ 568,858
	小 計 ①	57,543,107	39,683,732	17,859,375
充当可能な特定財源見込額	都市計画税	170,847,146	178,490,669	△ 7,643,523
	公営住宅使用料	7,356,500	8,183,387	△ 826,887
	その他特定財源	1,819,073	1,988,849	△ 169,776
	小 計 ②	180,022,719	188,662,905	△ 8,640,186
基準財政需要額算入見込額 ③		408,318,466	402,381,218	5,937,248
充当可能財源等 (①+②+③)		645,884,292	630,727,855	15,156,437

6 資金不足比率の前年度比較

平成23年度決算に基づく資金不足比率の算定に用いられた数値の前年度との比較は、次のとおりである。

[資金不足比率]

資金不足比率は、前年度に引き続き発生していない。
これは、各公営企業会計において資金の不足額がないことによるものである。

資金剰余額の前年度比較は、表19のとおりであり、病院事業で 3,795万円、下水道事業で 3億199万円、水道事業で 6,874万円それぞれ減少している。

表19 資金剰余額の前年度比較

(単位：千円)

区 分	平成23年度	平成22年度	増減額
病 院 事 業	2,770,272	2,808,229	△ 37,957
下 水 道 事 業	1,326,853	1,628,851	△ 301,998
水 道 事 業	1,257,159	1,325,902	△ 68,743
農業集落排水事業	0	0	0
中央卸売市場事業	0	0	0
動物公園事業	0	0	0

7 意見

平成23年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の状況は、以上のとおりである。

実質赤字比率については、前年度に引き続き、一般会計等の実質収支が黒字であるため、発生していないが、今後も市税収入は大きな伸びを見込めない中で、引き続き生活保護費を始めとする扶助費等の増加が見込まれることから、財政健全化プランの取組項目を着実に推進する必要がある。

連結実質赤字比率については、前年度に引き続き連結実質赤字額が生じていることから、2.43%となったが、前年度に比べ0.44ポイント低下している。これは主に、一般会計等における実質収支の黒字額が前年度に比べ増加したことによるものであるが、一方で、国民健康保険事業特別会計においては、依然として累積赤字は多額となっている。このため、平成24年3月に策定された「国民健康保険事業財政健全化に向けたアクションプラン」に基づき単年度収支の改善に努め、累積赤字を削減し、連結実質赤字比率の改善を図られたい。

実質公債費比率については、20.5%となり、前年度に比べ0.9ポイント低下したものの、依然として高い水準にある。また、平成23年9月に策定した公債費負担適正化計画によると、比率は、平成27年度に22.4%となり、ピークを迎える見込みである。このため、同計画を的確に更新し、計画に基づき市債の発行抑制及び残高の圧縮を図るとともに、市債管理基金からの借入金の計画的な償還を実施するなど、公債費負担の適正化を図り、引き続き、実質公債費比率の上昇の抑制に努められたい。

将来負担比率については、268.5%となり、前年度に比べ16.8ポイント低下したが、実質公債費比率と同様に、依然として高い水準にある。このため、将来負担比率の改善に向け、基金からの借入金の計画的な償還を実施するとともに、長期的展望に立った視点から比率の将来推計を行い、引き続き、市債発行の抑制による市債残高の圧縮、債務負担行為設定の抑制に努められたい。

資金不足比率については、いずれの会計においても資金の不足額がないため、発生していない。しかしながら、病院事業、下水道事業及び水道事業の各公営企業会計においては、今後も施設の改築更新や改良整備などによる多額の財政需要が見込まれることから、資金剰余額が低減し、資金不足が生じないよう財源の確保に留意しながら、さらなる経営基盤の強化に努められたい。

なお、健全化判断比率及び資金不足比率の公表に当たっては、財政健全化法の趣旨を踏まえ、比率の算定結果に加え、比率の将来の見通しや改善方策などを分かりやすく説明することにより、今後の市政運営に対して市民の理解と協力が得られるよう、より一層工夫されることを要望する。